

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第 20 回 松阪市個人情報保護審査会
2. 開 催 日 時	令和7年 8月19日（火）午前 9時00分～ 午前10時40分
3. 開 催 場 所	松阪市役所本館地下1階 地下会議室
4. 出席者氏名	別紙議事録のとおり
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	なし
7. 担 当	松阪市 総務部 総務課 文書・情報公開係 TFL 0598-53-4055 FAX 0598-22-1522 e-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp

議事録は別紙のとおり

松阪市個人情報保護審査会議事録

- 開催日時 令和7年 8月19日(火) 午前9時00分 ～午前10時40分
- 開催場所 松阪市役所本館地下1階 地下会議室
- 出席者 森下委員、伊藤委員、中田委員、岩尾委員、松田委員
- 担当課 デジタル未来戦略局 局長 中井弘明
- 市政改革課 行革DX係 主任 張替英明
- 事務局 総務課 課長 松井祐介
- 文書・情報公開係 係員 ムーンアスカ

会議録

事務局紹介

総務課長挨拶

会長・副会長の選任

- 事務局 ただ今より松阪市個人情報保護審査会を開催します。
本日は、実施機関より提出された諮問事項について審査をお願いします。
議事進行を会長にお願いします。
- 会 長 進行についての変更点の説明（担当課は概要説明終了後退席せず、各委員の皆様のご意見等を述べていただく際にも同席していただく）
それでは、事項書により進めていく。
事項書2「諮問庁担当課の諮問事項について」の審査を行う。
事務局から概要説明を願う。

○松阪市におけるEBPMの取組に係る個人情報の適正な取扱いについて

- 事務局 — 諮問事項について概要説明を行う —
- 会 長 引続き詳細説明をお願いします。実施機関の入室をお願いします。
(市政改革課 入室)
- 担当課 — 自己紹介 —
- 会 長 引続き諮問内容について詳細説明をお願いします。
- 担当課 — 諮問事項について詳細説明を行う —
- 会 長 ただいまの実施機関からの説明について、質疑はないか。
- 委 員 10月からの住民情報システム全国共通化・標準化やガバメントクラウド、これはどこの省庁が担当し、何のために行っているのか。
- 担当課 総務省がシステム調達費用を低減する狙いで、メーカーごとの差異をなくして開発費を抑え、安価でも使い勝手が変わらないよう全国的な標準化を進めている。一方、データを国指定のサーバーに集約するガバメントクラウドについては、物価上

昇や海外サーバー利用に伴う円安等の影響もあり、実際には規模の大小を問わず、自治体のコストを下げるまではいかない状況であると聞いている。

委員 コスト的な視点から標準化やガバメントクラウドが進められているということか。EBPM を推進する割には、国は個人情報保護法を含めた法的整理が追い付いていない印象であるが。

担当課 データの二次利用や DX は、平成 28 年頃からの国の旗振りでは進捗がなかったものの、令和 2 年頃のコロナ禍を機に急速に進み出した。松阪市においても令和 2 年度以降、デジタル技術の導入やマイナンバーカード等の市民利用が急増している。こうした急激な変化に対し、国の整理が追い付いていない部分があるため、松阪市では独自に解釈を行いながら、個人情報を安全に利用するために EBPM について整理を行った。

委員 諮問書によると、個人情報を取り扱うことのリスクに対し、この取組の目的が、データに基づいた仮説を立てられる職員の育成とあるが、市民への訴求性に欠ける。職員の育成は当然大事だが、この取組が市民の利便性にどうつながるか、例えば、資料の 4 ページにあるような DX 推進の意義・目的に絡めて話を持っていくなど、市民から意見が出た時にきちんと説明できるよう、もう少し整理してあるといい。

担当課 本資料の最後にあるガイドラインの必要性を踏まえ、最終的にもう少し整理する。

委員 民間が執り行う政策ではなく、市の公共サービスとしての政策立案ということではよろしいか。

担当課 基本的には市の行政活動において活用する。最終的には公開できるものをオープンデータ化し、民間での二次利用も期待しているが、一義的には行政内部での活用にとどまる。具体的な他自治体の例として、佐賀県では、成績や家庭環境などの学籍データを匿名化して組み合わせ、授業の見直しに活用している。学力向上への寄与度が高い授業と効果の薄い授業を、憶測ではなくデータをもとに見極めており、雑誌記事では、分析の結果学力への寄与が低いとされたそろばんの授業を外した事例が紹介されていた。

他にも様々な活用事例があるが、単にデータを分析すれば答えが出るわけではなく、事象間の因果関係や相関関係を実証するためには、あらかじめ仮説を設定することが重要であると考えている。行政として明確な意図や基準を持ち、立てた仮説を検証するためにデータを比較検討することで、保有データを効率的かつ有効に活用していきたい。

現在、テストとして匿名の抽出データを使い、データを「見える化」して視覚的に状況を把握できる「BI（ビジネスインテリジェンス）ツール」にて、試験的にダッシュボードを作成している。具体的には、町別の人口構成や、警察等のデータと組み合わせて交通事故の発生箇所を表示したものなどがある。現時点ではデータ量が少なく即座の活用は難しいが、今後はカーナビ情報など外部データとも組み合わせることで、交通安全対策等の施策に繋げるなど、最終的には統計データを BI ツールに取り込む形で、意思決定や政策決定に活用していきたいと考えている。

会 長 現段階で具体的な必要性があるわけではなく、抽象的な、こういうふうにやっていくべきだよねというところで、この制度をスタートさせようということによろしいか。

担当課 そのとおりである。これから部局の方で具体的、個別の必要性が出てくると思うが、私どもはその基盤づくりにとどまる。使いたいときに活用ができる環境を、私どもデジタル未来戦略局が先行して整えていきたいと考えている。

会 長 今回の取組の発案者はどなたになるか。

担当課 本取り組みは私どもが発端ではなく、先進自治体ではすでに行われており、例えば神戸市では２次利用やオープンデータ化まで進んでいる。松阪市はまだ内部利用の段階だが、政令市である神戸市は組織が大きく、専門部署を設けてデータ分析を日常業務としている。公表されているオープンデータ以外にも、行政内部で利用されているデータはおそらくもっとあると考えられる。

委 員 例えば私が住宅の改修業者だとしたら、神戸市で商売しようと思ったとき、神戸市〇〇区の住宅構造とかの情報を見られるのか。

担当課 オープンデータは民間事業者も利用可能で、積極的に公開して２次利用を推進することで、例えば不動産業者が新サービスを展開するなど、市民の利便性向上が期待されるため、松阪市としても最終的には支障のないものをオープンにしていくのが望ましいと考えている。一方で、大元のデータには個人情報が含まれるため、国の施策である情報の社会活用を進める流れの中でも、個人情報保護とのバランスをどう維持するかが課題となっている。そのため、松阪市としては今回独自にある程度の整理を行い、まずは行政内部での運用を考えている

委 員 最終的にオープンデータになったとしたら、インターネットを通じて民間事業者も見られるということか。

担当課 そのとおりである。

委 員 例えば、障害者政策を行う法人が新たにデイサービスを展開しようとした際、予定地周辺に対象となる重度障害の方が実際に住んでいるのか現状では全くわからないが、匿名化されたオープンデータがあれば状況が把握できるようになるのか。

担当課 障がい福祉課が持つ手帳データや戸籍住民課が持つ住基の住所、市民税課が持つ税情報の収入状況などを組み合わせることで、例えば「収入の無い重度障害者の方」を地図上にマッピングすることは物理的に可能である。ただ、それを行政内部で利用する分にはリスクは低いですが、公表するとなると、エリアごとの人数が非常に少ない場合に個人が推定されてしまう恐れがあるため、実際に一般公開するまでのハードルは少し高いと思われる。

委 員 今日の議題は、一般公開のことまで含められているのか、あくまで行政内部の政策等への活用についてなのか。

担当課 あくまで行政内部として、個人を特定できないように匿名化し、それを行政が利用する。一般公開は現段階では未定である。

委 員 視点を変えて、先ほどの話の延長で考えると、事業者が近隣住民の数や属性を知

りたいと問い合わせても、今の行政では対応できず、結果として例えば保育園が乱立するなどの課題が生じる可能性がある。そうした行政としての課題に対し、今回の取り組みは役に立つと考えられるが。

担当課 個々の事業者の思いはあれど、松阪市でも大きくは計画を策定する。保育園や障がい者施設の設置計画において、データを活用し、需要のあるエリアに施設が必要であることを「フワッとでも」位置づけることは可能であるとする。一般公開により民間事業者が手を挙げ、市民サービスの向上に繋がるならば望ましいことだが、今回はあくまで内部利用にとどめ、個人情報保護の厳格性を担保する。具体的な運用としては、機械的に匿名化したデータを、セキュリティの高い住民情報システムからUSBを用いて物理的に抜き出す。匿名化されているためリスクは低いですが、大元は個人情報であるため厳密に管理する。生データを住民情報システムから抜くことは絶対にありえず、あくまで匿名化したものを統計データとして最大限活用していきたいと考えている。

委員 今年の10月から住民情報システムの全国共通化やクラウド化の話があったが、こちらはスタンドアローンであるか。また、クラウド上のデータにアクセスできるのは限られた部署・職員になるか。

担当課 指紋認証を導入しており、登録してある職員のみが利用できる仕組みである。データはサーバーへ蓄積され、最終的にはガバメントクラウドとして国に集約されるが、すべて専用回線で接続されており、インターネット回線を通じて共有することは全くない。各所属の端末では業務ごとに権限を毎年付与し、登録職員以外の利用を防いでいるほか、ログ記録により誰がいつどのような処理をしたかが保存されているため、不正利用があっても後から追える状態にある。

委員 各データはクラウド上にあるが、アクセスできる権限が非常に限られているため、統計用に加工するとなると一旦USBメモリーに入れる必要があるということか。

担当課 各担当レベルでアクセスできる権限を与えているため、データを匿名化して抽出するのも各担当課で行っていただく。他の職員には利用権限がないため、そのような扱いになる。インターネットのように回線が繋がっていないため、USBでデータを抜き出す。

委員 ガバメントクラウドについては今回の諮問内容と関係あるか。

担当課 今回のデータ利用の諮問案件とは直接の関係はない。

委員 それはそれで別の議論の余地はあると思うが。

担当課 ガバメントクラウド自体がAmazonなどの海外サーバーにデータを蓄積しているため、有事の際などにデータ開示を求められた場合の保障についての議論は、現実的にあり得ないことではない。国内開発もあるがコストが高く、海外サーバーを利用する自治体が多いという認識である。今回については、秋口にある住民情報システム標準化・統一化に合わせて、データを抽出・匿名化するシステムを導入していきたい。たまたま時期が重なっただけであるため、そのように理解いただきたい。

委員 資料22ページに「統計データの対象が5人以下の場合は秘匿数値として扱い、デ

ータを利用しない」とあるが、この「データを利用しない」とはどの段階を指すのか。業務システムから匿名化された統計データを抜き出した段階から利用しないのか、それとも公開情報として取り扱わないという意味なのか。先ほど話に出た障害者のデータを公開する場合の例にも通じる話だが、どのレベルで利用しないのか伺いたい。

担当課 少なくとも公開のレベルでは絶対に利用しない。ただ、行政内部として検討する場合には、ケースバイケースと考えている。1人や2人といった少数のデータであっても、例えば障害者への施策を考える際には、検討資料として内部的に使うこともあり得る。それを排除すると少数の方の施策が検討しづらくなる可能性があるため、公開情報にはなりえないが、内部利用の段階では状況に応じてよしとする場合も考えている。

委 員 資料の最後にある、ガイドラインとしてまとめた文言は、今後どこかで使うのか。

担当課 内部的に使う予定である。

委 員 内部的でも利用する場合があるのなら、「データを利用しない」という表現には違和感がある。

担当課 「利用のレベルを庁内に限定」や「公開情報として用いない」など、より適切な表現を検討する。市政改革課においても、内部で利用する場合にどのようなデータがあるのか、現時点では想定できない部分もあるため、多少抽象的な記載になっている箇所もある。

<委員間討論へ>

会 長 それでは、諮問事項について意見を伺いたい。個人的な知識として、今回の諮問案件は行政機関匿名加工情報に類するものと認識している。国はオープンデータを推進し、中小企業等が利用できる詳細な情報を公開しているが、それを市町レベルで行う前段階として、個人情報の保護をどう図るかが課題となり、今回の諮問に至ったものである。こうした松阪市の考えに対し、個人情報保護審査会としてどう考えるか、意見をいただきたい。

委 員 市民サービスの向上を目的に掲げて進めてもらえばよい。人口減少下でピンポイントに政策を行う中で、仮説を立てられる職員の育成は政策立案にもつながるからである。ただし、どこからが統計データになるのかという定義が明確にあるとよい。生年月日や番地を抜けばよいのか、ケースバイケースで一概に言いにくい、それをどう明文化するかがポイントである。内部利用したいがために統計データとみなしてしまうような解釈論が発生する余地があるため、無理やりな定義付けはできないものの、シンプルに統計データとして安全だとわかるようにしたい。

担当課 市政改革課としても当初は、個人情報保護法における匿名加工情報であると理解していたが、国へ照会したところ、これは民間事業者向けの規定であり、行政はそもそも想定していないとの回答であった。しかし、本来はこの匿名加工情報に限り

なく該当するものであるため、基本的に松阪市としてはこの匿名加工情報の処理に準じた水準の匿名加工処理を図っていきたいと考えている。

委員 ガイドライン公開の話に関連し、資料 21 ページの「市としての考え方」を公開するかどうかが気になる。市としてどのように取り組んでいるか住民へ説明する機会があるとよい。まずは内部利用であっても、外部からの厳しい目を意識し、基準を示すべきである。USB については、紛失防止だけでなくセキュリティ面もしっかり対策していただきたい。また、データを扱う職員に対し、セキュリティ教育や資格、制限などの体制もしっかり構築していただきたい。

担当課 市民へのガイドライン公表については、情報セキュリティのガイドライン全体は手の内を見せることになるため公表できない部分もあるが、今回の松阪市の EBPM の取組に関する取り扱いについては、公表してもリスクがあるわけではない。指摘の通り、適正な手続きを経てデータを利用しているという PR にもなるため、対外的な公表については検討したい。USB のセキュリティについては、現在も所属長の承認がないと読み込めないようになっており、引き続き同様の水準で取り扱う。情報セキュリティについても、情報システム課が策定したポリシーに基づき、全職員を対象に年 1、2 回、システムや職員パソコンの取り扱いに関する教育訓練を実施している。問題発生時には総務省へ即時報告する体制となっており、副市長を情報担当官として最高責任者に位置付ける中で、そうした取り組みを引き続き徹底したい。

委員 匿名化において個人情報はどう消去し、特定できないようにするかが最重要であり、USB の管理徹底も確実に求めたい。データに基づき仮説を立てられる職員の育成は大いに結構だが、実際の業務においてそこまでの必要性があるかは疑問であり、住民の意見を聞いて進めれば十分とも思える。しかし、政策として進める以上、ガイドラインはさらにブラッシュアップすべきである。担当部局任せにせず、松阪市としてデータ利用が必要ならば、内部で検討会を開く必要がある。市政改革課、原課、総務課を含めて必ず協議し、異なる視点からデータ利用や匿名化の方法について議論を深め、より詰めていくべきである。

担当課 本件については、情報デジタル未来戦略局の市政改革課が責任を持って統括する。データの取り扱い・抽出はシステムで行うが、権限のある各担当課が責任を持って匿名化を徹底する。また、私自身、デジタル未来戦略局長をはじめ複数の役職を兼務しており、部下を含め 4 名の職員が EBPM におけるデータアクセスのために便宜的に兼務辞令を受けている。私どもで責任を持って統括し、データを安全に利用する体制を構築していく所存である。

委員 他の委員の意見と同様だが、一つ気になるのは、統計データになりうるかどうかの判断が、関係部署間の感覚によるケースバイケースになってくるのではないかという点である。

担当課 匿名化システムに通したものは統計データであると考えている。

委員 匿名加工してよいかどうかの判断は、例えば市民税課なら市民税課の中で判断されるのか。

担当課 市職員がデータを利用したい場合、保有部署に申請し、許可を得なければ使用できない。現在も全ての課に対して内部的に申請が必要であり、戸籍住民課や市民税課などに対し、利用目的を明示して依頼している。例えば、法令に基づく利用や、市民意識調査の対象者抽出のためといった具体的な目的を必ず明示している。

委 員 データを利用させるかは、申請者から上がってきた申請内容を見て、担当課が判断するのか。

担当課 その通りであり、最終的にはそうなる考える。税情報でも、名前の削除は当然として、生年月日の月日情報も通常は不要である。年齢情報が必要な場合、提供の可否は市民税課が最終的に判断する。ここまで匿名化すれば提供可能か、あるいは不十分かといった判断を各担当課に委ねる場合もあると考えている。ただし、統計用データ加工ツールに取り込ませ、氏名や住所の番地以下が削除されたものについては、もはや個人が特定できない統計情報であると認識している。

委 員 氏名や生年月日を削る作業は、データを保有する市民税課などが行い、そのうえで申請者へ提供する。USBで渡す段階では統計データとなっており、それが業務担当職員と分析担当職員との線引きであると理解した。

担当課 データを保有する担当課は、それが統計データとして扱えるものかどうかを判断し、許可を出すという扱いになると考える。

委 員 場合によっては、申請しても、戻ってきたデータが想定していたものとは異なる可能性があるということか。

担当課 例えば私が申請者であれば、想定と異なるデータでは困るため、事前に必要なものと不要なものを明確にするやり取りを行う。

委 員 あくまでも申請者がもらうのは加工された後のデータということで理解した。

会 長 確認になるが、市の保有する個人情報全てをビッグデータのように利用するのはなく、必要に応じて各課の担当職員が依頼し、データを保有する担当課が統計データ化していくので間違いないか。

担当課 最終的には全てのデータを匿名化し、常時自由に扱える状態で蓄積できれば理想的だが、需要不明なものまで全て匿名化して蓄積するにはデータ量が膨大になりすぎる。そのため現状では、各部署の要望に応じ、利用範囲に合わせてその都度抽出する形を考えている。

会 長 オープンデータとして公表していくことも含め本当にまだ先の話であり、現時点ではあくまで内部利用の話であると。

担当課 はい。

委 員 どこまで匿名化すれば統計データとして利用できるかという基準や、担当職員の倫理を含め、確実に体制を整えた上で取り組むのであれば、統計データ自体は行政の効率的・効果的な政策立案に役立つため、必要なこととして賛成する。

会 長 委員の皆さんは、EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）の取り組みに関しては概ね肯定的であると考えている。しかし、最終的にはガイドラインの精査が必要であり、職員に対する情報セキュリティや倫理観の教育を充実させた上で、

精査したガイドラインに則った運用を目指していただきたい。個人情報の漏えいはあってはならず、個人情報保護の理念に反することのない運営をしていただきたいと考えるが、これらの意見を、当審査会の答申とさせていただいてよろしいか。

全委員 — 了承 —

会 長 これにて諮問事項についての審査は終了する。

担当課は退席を願う。

(担当課 退室)

では、続いて、事項書3「その他」について、事務局から何かあれば。

事務局 — 事務連絡の報告 —

会 長 他になければ、これにて個人情報保護審査会を終了する。